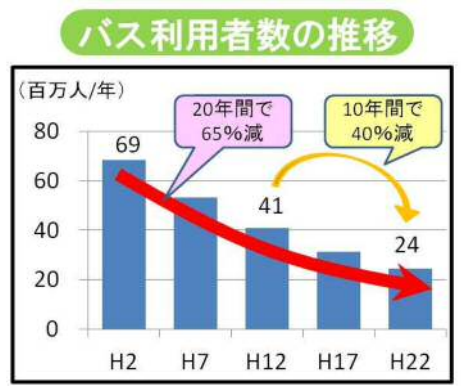
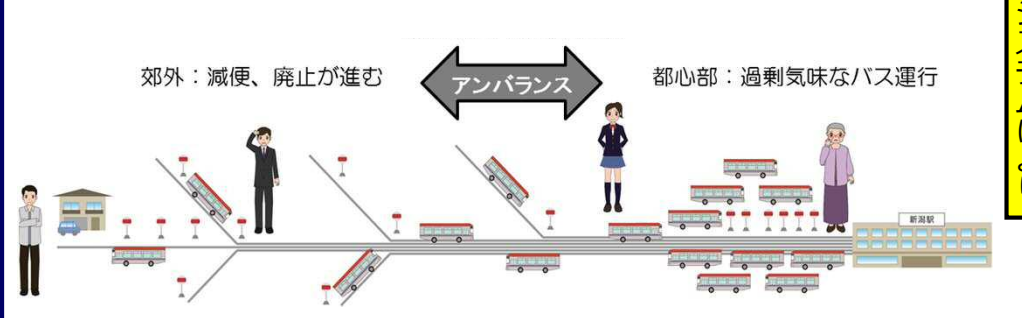


【新バスシステム事業の導入目的】

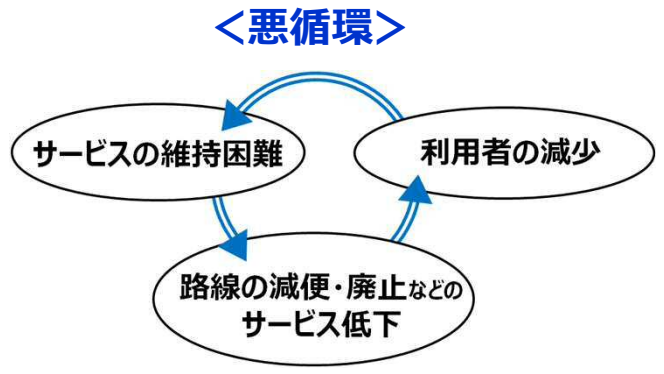
■バス利用者の減少が、バス便数などサービス確保を困難にしている



■サービス低下は、主に郊外。都心部は過剰気味な運行



■このままでは悪循環に歯止めがかからず...



■バス運行便数を維持・拡充し、バスサービスの低下を防ぐ

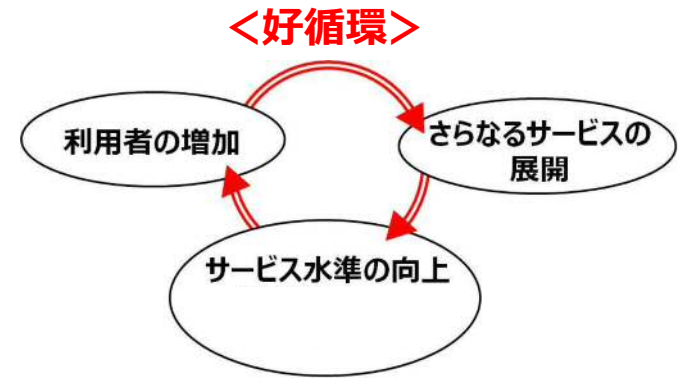
- 運転手の確保が全国的な課題のなか、郊外路線の維持・拡充を図り、バスサービスの低下を防ぎ、利用者減少を防ぐ。
- 「公設民営方式」を導入し、市とバス事業者が役割分担して事業を推進する。



■BRTでまちなかのバスを集約し、余力（車両・運転手）を郊外へ



■持続可能なまちづくりを目指し、公共交通での移動を確保

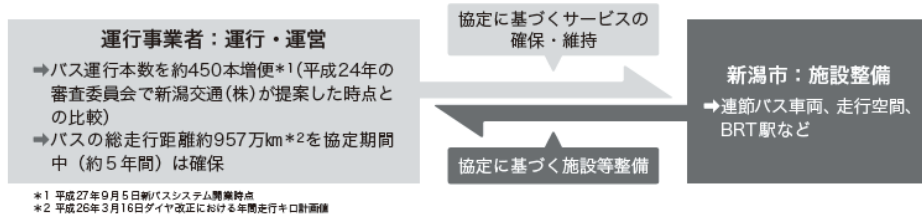


新バスシステムにより

■新バスシステムの事業推進の体制

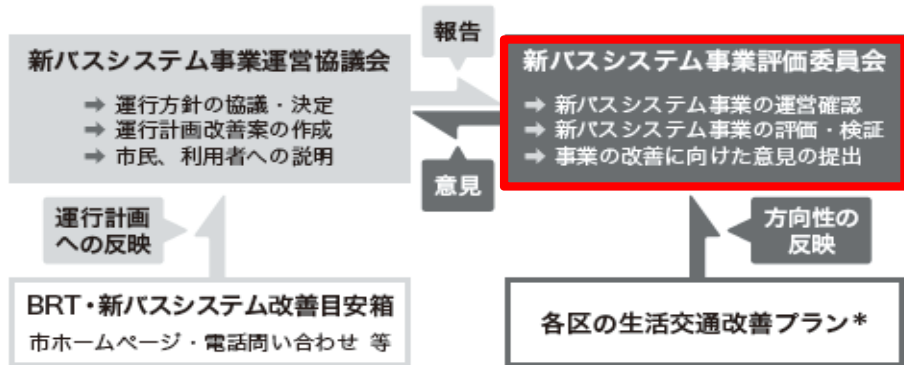
◇新潟市とバス事業者との役割分担(公設民営方式)

- 新潟市は、平成24年2月に新たな交通システム基本方針を策定し、公設民営方式としたBRT導入を進めてきました。
- 市内のバス運行と大きく関連するため、運行事業者として新潟交通(株)に第一提案権を与えて、事業者選定を行いました。
- 事業推進にあたっては、運行事業協定を定めた新潟交通(株)と新潟市の役割分担により取り組みを進めています。
- 事業化後もPDCAサイクルでの検証・見直しを行い、市民に公開することとしています。



◇新バスシステム事業評価委員会

- 持続可能な公共交通の構築に向け、新バスシステム事業が適正に機能しているかを評価・検証することを目的としています。
- 評価委員会からの意見は、新潟市と新潟交通(株)からなる運営協議会にて、事業の改善などに結び付けていきます。



*: 移動しやすいまちづくりに関する施策の基本事項を定めた「新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例」を土台とし、交通施策の基本理念や方針などを定めた「にいがた交通戦略プラン」に基づく各区の具体的な実施計画

□(新バスシステム事業評価委員会の明文箇所)

新潟市新バスシステム事業協定

(モニタリングの実施)

第6条 乙は本事業の実施状況を確認するために必要とする事項について毎年度甲に報告するものとする。なお、報告に関する詳細は別に要綱で定めるものとする。

2 本事業の達成に向け、甲は外部委員を含めた(仮称)新バスシステム評価委員会(以下、「評価委員会」という。)を設置する。

3 本事業の円滑な運営及び評価委員会からの提言に対応するために、甲及び乙からなる(仮称)運営協議会(以下、「運営協議会」という。)を設置する。

(協定の継続)

第14条 本協定の有効期限の最終年度において、それまでに開催された評価委員会における運行事業者の実績等に関する評価結果を踏まえ、特に問題がない場合は、次期協定の締結について、甲及び乙で協議を行う。

新潟市新バスシステム事業評価委員会開催要項

(委員会の目的)

第1条 全市的に持続可能な公共交通体系の構築に向け、新バスシステム事業が適正に機能しているかを評価・検証し、改善を図ることを目的とした意見聴取を行うため、新バスシステム事業評価委員会(以下、「委員会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 新バスシステム事業の評価・検証に係る事項
- (2) 新潟市と新潟交通株式会社が締結した新バスシステム事業にかかる運行事業協定の履行を確認するために必要な事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項